

# 群馬大学共同教育学部附属学校部会議内規

令和 6. 4. 1 制定

(趣旨)

第1条 この内規は、群馬大学共同教育学部附属学校園部規則第6条第2項の規定に基づき、群馬大学共同教育学部附属学校園部会議（以下「部会議」という。）の組織等について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 部会議は、附属学校園部における管理運営及び教育・研究の円滑な執行に資すること及び附属学校園間の連携を強化し、協力体制の充実を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 部会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 附属学校部長
- (2) 附属学校部副部長
- (3) 附属学校の校園長
- (4) その他部長が指名する者

(議長及び副議長)

第4条 部会議に議長を置き、議長は前条第1号の構成員をもって充て、副議長は、同条第2号の構成員をもって充てる。

- 2 議長は、部会議を主宰する。
- 3 議長に事故あるときは、副議長がその職務を代行する。

(審議事項)

第5条 部会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 附属学校園間の連携協力に関する事項
- (2) 附属学校園間の教育研究に関する事項
- (3) その他附属学校園間に関して部会議が必要と認める事項

(内規の改廃)

第6条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この内規は、令和6年4月1日から施行する。